

オンラインで申請し
てください。
※一部対象外

令和7年度 名護市 保育施設等 利用案内書(在園児用)

この案内書は、名護市内の保育施設等を利用している児童の保護者向けの案内書です。

- ① 令和7年4月以降も引き続き保育施設等を利用したい場合の手続
- ② 現在通っている保育施設等を異動したい場合に必要の手続(異動申込)
- ③ 保育施設等を利用している間に行わなければならない手続
- ④ 子ども・子育て支援制度

について案内していますので、保育施設等を利用している児童の保護者は、必ず内容を確認してください。

も く じ

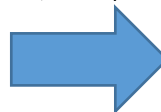
第1 令和7年4月の継続利用について 1 手続が必要な方…P.3 2 <u>受付期間など</u>…P.3 3 必要な手続について…P.3 4 継続利用決定までの流れ…P.6	第4 子ども・子育て支援制度について 1 利用できる施設と認定区分について…P.26 2 保育施設等を利用することができる方(保育を必要とする事由)…P.28 3 保育施設等を利用できる時間について(保育必要量)…P.29 4 広域利用について…P.30 5 保護者負担額(保育料)等について…P.31 6 その他の保育事業・子育て支援…P.34
第2 異動(転園)申込について 1 <u>オンラインを利用した異動申込について</u>…P.8 2 異動決定までの流れ…P.9 3 異動申込方法(<u>受付期間・書類など</u>)…P.11 4 異動申込をするときの注意事項…P.12 5 異動申込の利用調整について…P.16	
第3 在園中に必要な手続について 1 保育の必要性や家庭の状況が変わったとき…P.19 2 世帯増となった者の必要書類…P.22 3 現況届について…P.24	第5 よくある質問と回答(FAQ)…P.37 

相談窓口・申請先	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 (本庁舎西側1階) ☎ 0980-53-1212(内線122、129)
対応時間	対応時間:8:30～17:15 ※ 12:00～13:00は対応可能な職員が少ないため、お待ちいただくことがあります。

各種制度の説明や申請に必要な書類の様式ダウンロードは、
名護市ホームページを活用してください。

<http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>

QRコード



●令和7年度の年齢別クラスの区分

クラス(学齢)	児童の生年月日	クラス(学齢)	児童の生年月日
0歳	令和6年4月2日生～	3歳	令和 3年4月2日生～令和4年4月1日生
1歳	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生	4歳	令和 2年4月2日生～令和3年4月1日生
2歳	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	5歳	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生

第1 令和7年4月の継続利用について (令和6年度在園児向け)

第1 令和7年4月の継続利用について

1 手続が必要な方

次年度4月も継続して保育施設等を利用する児童を決定するために、下記に該当する方は、手続が必要です。

①～⑦に該当する方で、必要な手続を行わない場合は、継続して保育施設等を利用できないことがあります。

下記に該当しない場合は、次年度4月も自動的に利用継続となりますので、手続は不要です。(※例外あり、6ページ参照)

手続が必要な場合		必要な手続
①	・小規模保育事業所の現2歳児クラスの在園児 ・分園の現2歳児クラスの在園児(本園以外希望) ・転園(異動)を希望する児童	異動申込(原則オンライン申請) ※4月2次選考のみ紙媒体での申請(オンライン申請不可)
②	保育料の滞納等がある世帯	保育料の納付又は申出徴収の手続
③	保育必要性の事由や世帯状況に変更がある世帯	変更事項の届出
④	現況届未提出の世帯	現況届の提出
⑤	教育・保育給付認定の有効期限が切れる世帯	有効期限後の保育を必要とする証明書の提出
⑥	市外の保育施設等を利用して、次年度も同様に利用を希望する児童	次年度の広域利用の手続
⑦	新規で特別支援保育を必要とする児童	診断書の提出
⑧	退園する児童(幼稚園に入園する場合も含む。)	保育施設等利用終了届出書の提出

2 受付期間など

受付期間	令和6年11月5日(火) から 令和6年11月25日(月)まで ※土日祝日のぞく。
受付時間	8:30 から 17:15 まで
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階)
※ 12:00～13:00の間は、対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。	
※ 受付期間後に上記①～⑧に該当することとなった場合は、その都度、手続してください。	

3 必要な手続について

① 小規模保育事業所・分園の現2歳児クラス、異動を希望する方

次のいずれかに該当する方は、異動(転園)申込の手続が必要です。

異動(転園)の申込で必要な書類・注意事項等は、「[第2 異動申込について](#)」を確認してください。

《小規模保育事業所の現2歳児クラス》

小規模保育事業所(ウキリ幼児園、明星保育園、小規模保育園みなと、ひまわり保育園、そだちの環保育園、サンライズキッズ保育園名護園、みらいじゅごん保育園、いちごレイラニ保育園宇茂佐の森、なごうらキッズ園、みらいぱいなつぷる保育園)は、2歳児クラスまでの利用ですので、次年度は、別の保育施設等での利用となるため、異動申込をしてください。

各小規模保育事業所には、原則卒園児を優先的に受け入れる連携施設が設定されています。(連携施設先は別紙の名護市認可保育施設等一覧を確認してください。)

小規模保育事業所の現2歳児クラス卒園児については、連携する保育施設等を異動先として希望する場合は優先して案内します。しかし、連携施設が十分な受入態勢が取れない場合(受入枠が不足している場合など)は、連携施設以外の保育施設等を希望しても加点し、優先して案内できるよう利用調整を行います。

また、連携園が設定されていない小規模保育園の卒園児も、同様に優先して案内できるよう利用調整を行います

ただし、連携施設が設定されているにも関わらず、希望する保育施設等に連携施設が1施設も入っていない場合は、加点の程度が下がり、点数によっては待機児童となってしまうことがありますので、保育・幼稚園課窓口でご相談をお願いいたします。

《分園の現2歳児クラス》

分園(うむさ保育園分園、星のしずく保育園分園NICO)の2歳児クラスの児童は、自動的に本園に進級します。しかし、本園の受入態勢が十分でない場合(受入枠が不足している場合など)は、別の保育施設等に優先して案内できるよう利用調整を行います。

そのため、本園の受入態勢が十分でない場合に別の保育施設等の利用を希望する方は、異動申込の手続きをしてください。(本園の受入態勢が十分である場合は、通常の異動希望者として取り扱います。)

なお、異動申込がない方は、本園への進級のみの希望者として取り扱います。

《上記以外の異動希望者》

小規模保育事業所・分園の現2歳児クラスの児童以外で、次年度4月から別の保育施設等に異動を希望する場合は、異動申込の手続きが必要です。

今年度に異動申込をしている児童についても、申込の有効期限が今年度末で切れるため、次年度以降も異動を希望する場合は、改めて異動申込が必要となります。

また、前ページの受付期間後も、下記の期間は2次選考対象の受付期間となります。

2次選考対象 受付期間	令和6年11月26日(火) から 令和7年2月7日(金)まで ※土日祝日のぞく。
----------------	--

② 保育料の滞納等がある世帯

名護市幼保助成事業が開始した平成30年8月より前に名護市の保育施設等や公立幼稚園を利用していた世帯で、保育料の滞納等がある世帯については、優先的に次年度4月から継続利用とならず、新規申込者と一緒に利用調整し、その結果、退園・待機児童となることがあります。

また、当該世帯の児童の利用調整(新規申込又は異動申込を含む。)では、滞納の月数に応じて点数が減点されます。

前ページの受付期間内に「保育料等の納付」をしていただきますと、次年度4月からの継続利用の対象となり、また、利用調整の減点がなくなりますので、必ず保育・幼稚園課で納付相談をしていただきますようお願いいたします。

③ 保育必要性の事由や世帯状況に変更がある世帯

現況届提出後又は保育施設等利用開始後、保育必要性の事由や世帯状況に変更があつて、保育・幼稚園課に届出をしていない世帯については、変更の手続きが必要です。（状況の変更があつたときの必要な手続きについては、19～24ページ参照）

状況に変更があつたにもかかわらず、必要な手続きを行っていなかったことがわかった場合は、保育の実施解除（退園）となることがあります。

④ 現況届未提出の世帯

現況届は、保育必要性の事由や世帯状況に変更がない場合でも、年1回必ず提出が必要です。

現況届の提出がない場合は、保育の必要性や世帯状況の確認が取れていないため、優先的に次年度4月から継続利用とならず、退園となることがあります。

現況届の提出については、24ページを確認してください。

⑤ 教育・保育給付認定の有効期限が切れる世帯

「求職」、「妊娠・出産」、「就学・職業訓練」、「育児休業中（みなし育休含む。）の継続通所」など、認定の有効期間があり、次年度4月までに有効期限が切れる方は、有効期間内に次の保育必要性についての証明書類を提出する必要があります。

すでに有効期限が切れている方は3ページの受付期間内に、次年度4月までに有効期限が切れる方は、3ページの受付期間にかかわらず、その有効期間内に書類の提出をお願いします。（必要な書類は19、20ページ参照）

⑥ 市外の保育施設等を利用して、次年度も同様に利用を希望する児童

名護市に住所登録があつて名護市外の保育施設等を利用（広域委託）している方で、次年度も同様に名護市に住所登録を置いたまま利用継続したい場合は、再度名護市経由で保育施設等が所在する市区町村に協議をする必要がありますので、お早めに保育・幼稚園課に相談をお願いします。（いつまでに手続きをすれば良いかは、保育施設等が所在する市区町村によって異なります。）

なお、次年度以降も同じ保育施設等が利用できるかどうかは、保育施設等が所在する市区町村が決定します。

⑦ 新規で特別支援保育を必要とする児童

児童の成長に伴って発達の遅れがある、疾病等により心身に障がいが生じたなど、定期的に医療機関、発達支援施設等を利用し始め、また、保育施設等で新たに特別支援保育を必要とする場合は、保育・幼稚園課で相談してください。（特別支援保育については14ページ参照）

⑧ 退園する児童

次の理由により、保育施設等の利用を終了（退園）する場合は、「保育施設等利用終了届出書」（＝退園届）を保育・幼稚園課に提出してください。

1	名護市外に転出する。
2	幼稚園など、他の施設を利用する。
3	その他の理由により、保育施設等を利用する必要がなくなったとき

※ 保育施設等利用終了届出書を提出後の取下げはできません。

※ 退園する場合でも、年度内に③～⑤に該当する場合は、それぞれの手続きが必要です。

4 継続利用決定までの流れ

(1) 次年度4月も優先して継続利用できる児童

次年度4月も優先して継続できる児童(3ページの①～⑧に該当しない場合、①～⑦に該当して必要な手続きをした場合)については、令和7年3月中に在園中の保育施設等を經由して次の書類を送付いたします。

- ① 保育施設等利用決定通知書
- ② 利用者負担額(保育料)決定通知書
- ③ 副食費免除通知(※該当者のみ)

※ 次年度5歳児クラス(現4歳児クラス)の児童については、①は2月下旬に送付いたします。

(2) 次年度4月の継続利用について優先されない児童

①～⑦に該当して必要な手続きを行っていない場合は、次年度4月の継続利用については優先して利用することはできません。新規申込者と同様に利用調整を行い、場合によっては退園となることがあります。

結果の通知等については、異動申込者と同様の流れとなります。(9、10ページ参照)

(1)に該当しても継続利用できない場合

保育施設等では、法令等により利用できる児童数に応じて必要な保育士の人数が決まっています。そのため、保育施設等の保育士が急遽不足することにより、優先して継続利用できる児童であっても、継続して利用することができなくなり、希望していなくても異動(転園)又は退園となる場合がありますのでご了承ください。

そのような状況になったときは、保育の必要性など点数が高い児童から継続利用できるよう利用調整をすることとなりますので、就労状況や世帯の状況に変更があった場合は必ず届出していただきますようお願いいたします。(19～24 ページ参照)



memo

第2 異動(転園)申込について

第2 異動（転園）申込について

1 オンラインを利用した異動申込について

名護市では、オンライン申請による保育園等の入園・異動等の申込みを実施しています。（※一部手続きのぞく）

手続きの待ち時間がなくなり、開庁時間に関係なく申請者のタイミングで、ご自宅から24時間いつでもお手続きいただけます。ただし、利用希望月に合わせた受付期間があります。

注意

オンライン申請対象の手続きは、**原則、オンライン申請のみ対応となり、紙媒体での申請は受付できません。**ただし、4月入所（異動）の2次選考の申込みのみ紙媒体での受付となります。オンライン申請ができない場合は保育・幼稚園課までご相談ください。

○オンライン申請の対象

オンライン申請対象	オンライン申請対象外（紙媒体で提出）
◎公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（1号のみ） ◎市内認可保育園、認定こども園及び小規模保育事業所入園申請（2号・3号） ◎市内認可保育園、認定こども園及び小規模保育事業所異動申込（2号・3号）	・公立幼稚園・公立認定こども園入園申請（1号＋午後預かり利用希望） ・私立幼稚園・私立認定こども園（1号）に関する申請 ・認可外保育園等に関する申請 ・広域利用希望申込 ・変更届などに関する申請

○事前にご準備いただくもの

- ・ スマートフォン、タブレット又はパソコン
- ・ 身分証（マイナンバーカード（推奨）や運転免許証など）
- ・ 異動申込で必要な書類等（P. 12～）

※書類等を撮影し添付する必要があるためカメラ付きスマートフォンからの申請をおすすめします※

○申請方法（所要時間約20分～30分程度）

詳しい操作方法や申請ページについては、下記QRコードを読み込んで確認してください。

◎オンライン申請操作方法 すべての手続き共通	◎オンライン入園申請ページ（ぴったりサービス）
	※下のQRコード（ぴったりサービス）から、申込方法に従って検索してください。  申込方法 1 市区町村を「名護市」で検索 2 検索条件の「子育て」を選択 3 希望入所月に合わせて申込 （例）【令和〇年〇月】教育・保育 給付認定（2号・3号）兼保育施設 等の利用申込

※QRコードが読み込めない場合は「名護市 特定保育施設等の利用申込」と検索してください。

2 異動決定までの流れ

事前準備

- 利用時間、保育方針、特色等は各保育施設等によって異なりますので、事前に希望する保育園への問合せや見学をおすすめします。また、保育・幼稚園課の窓口又はホームページでは、各保育施設等の基本情報や保育指針を確認することができます。
- 各保育施設等の受入可能人数は、保育・幼稚園課の窓口又はホームページで確認できます。
- 締切日までに添付資料を準備し、オンライン申請受付期間内に、ぴったりサービス内にある申請フォームにて、必要書類を添付し申請データを送信してください(4月2次選考はオンライン申請不可)。不備がある場合は受付できませんので、余裕を持って準備することをおすすめします(不備があった場合、名護市から申請者に連絡いたします)。各種様式は、窓口又はホームページから取得することができます。(申込受付期間は3ページ、必要書類は12ページ参照)
- 保育料の滞納がある世帯は、選考の点数が減点されますが、指定された日までに納入があった場合は減点されませんので、速やかにお支払いをお願いいたします。

申込・申込後

- 締切日前は、窓口が混雑することがあります。また、不備がある場合は受付できませんので、申込受付期間の早いうちに申込することをおすすめします。
- オンライン申請後申請内容に不備などがあった場合は保育・幼稚園課から電話連絡をしますので、指定された期日までにぴったりサービス内にある【再提出フォーム】から追加資料を提出してください。
- 申込後、保護者の保育を必要とする状況や、世帯の状況に変更があった場合は、必ず窓口で変更の手続きを行ってください。(19～24ページ参照)

書類審査・利用調整

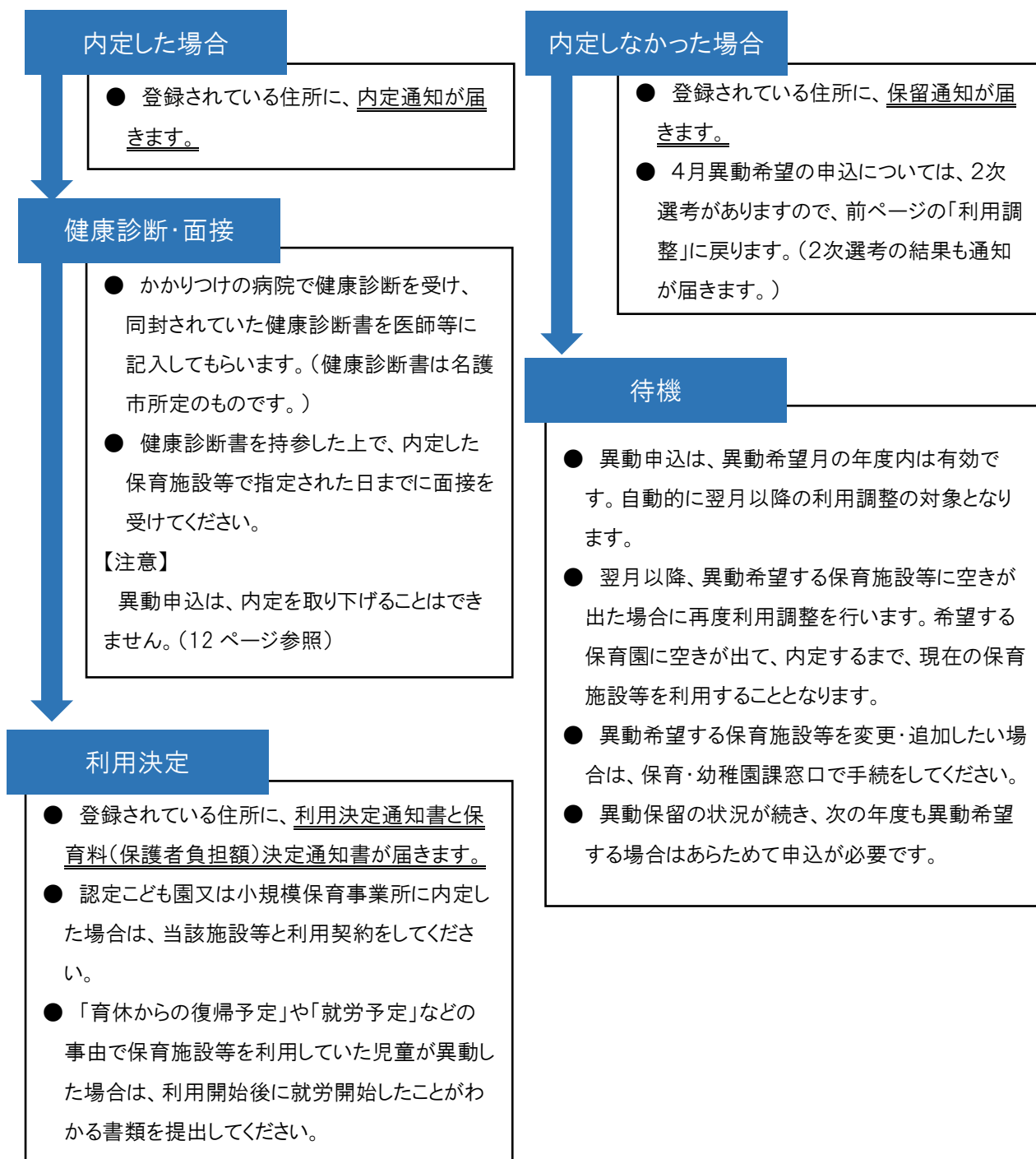
- 提出があった書類の審査(必要に応じて、職場等への訪問又は電話確認、税の申告内容や世帯状況の確認などを行います。)をし、保育の必要性(点数)が高い方から内定施設を決定します。ただし、点数が高くても希望する保育施設等に受入枠がない場合は利用調整を行いません。
- 書類審査や内定のことについて、保育・幼稚園課から保護者に電話連絡をする場合があります。連絡が取れない場合は内定とならないこともありますので、申込後に連絡先の変更があった場合は必ず保育・幼稚園課窓口で連絡先変更の手続きをしてください。
- 利用調整の途中経過は答えることができません。また、利用調整の結果については本人確認ができないため、電話でお答えすることができませんので、結果通知をお待ちいただくか、保育・幼稚園課窓口でお越しください。

内定した場合

内定しなかった場合(利用保留)

(次のページに続きます)

(前ページからの続き)



各通知等の時期(予定)は、次のとおりです。

通知の種類	4月異動希望申込 (1次選考)	4月異動希望申込 (2次選考)	5月以降異動希望申込
内定通知 保留通知	2月上旬	3月上旬	異動希望月の前月20日頃
利用決定通知 保育料決定通知	3月末までに		異動希望月の前月末

※ 保留通知は、初月の選考後のみ送付され、翌月以降は内定した場合に内定通知が届きます。

3 異動申込方法(受付期間・書類など)

(1) 受付期間

≪ 令和7年4月から異動を希望したい場合 ≫

1次選考 (原則オンライン申請)	令和6年11月5日(火) から 令和6年11月25日(月)まで
2次選考 (オンライン申請不可)	令和6年11月26日(火) から 令和7年2月7日(金)まで ※土日祝日のぞく。

※ 上記受付期間に書類を提出しても、不備がある場合は受付できませんので、余裕を持って申込するようお願いいたします。

※ 1次選考の受付期間に間に合わなかった場合は、2次選考の対象となります。2次選考は、1次選考で残った受入枠と、1次選考後新たに生じた受入枠で選考します。

≪ 令和7年5月以降から異動を希望したい場合 ≫ (原則オンライン申請のみ)

異動希望月	申込み受付期間	異動希望月	申込み受付期間
5月	2月1日(土)～3月21日(金)	10月	7月1日(火)～8月21日(木)
6月	3月1日(土)～4月21日(月)	11月	8月1日(金)～9月22日(月)
7月	4月1日(火)～5月21日(水)	12月	9月1日(月)～10月21日(火)
8月	5月1日(木)～6月23日(月)	R7.1月	10月1日(水)～11月21日(金)
9月	6月1日(日)～7月22日(火)	R7.2月	11月1日(土)～12月22日(月)

※ 3月は選考がありませんので、3月を異動希望月として申込はできません。

世帯状況等に変更があつて変更後の書類を提出(19～24ページ参照)したときに、利用調整の点数に影響があつた場合は、上記受付期間に応じた月の選考から変更後の点数が反映されます。

(例)4月異動希望申込をしている方が12月10日に変更の手続をした →2次選考に点数を反映
異動保留(待機)の方が7月15日に変更の手続をした →9月の選考から点数を反映



(2) 受付時間・場所

受付時間	窓口	8:30 から 17:15 まで (12:00～13:00の間は対応できる職員の人数が少ないため、お待ちいただくことがあります。)
	オンライン	異動希望月の各申込期日、午後11時59分まで
受付場所	〒905-8540 名護市港一丁目1番1号 名護市 保育・幼稚園課 保育係 窓口 (本庁舎西側1階) ☎ 0980-53-1212(内線122,129)	

(3) 異動申込に必要な書類

※ 【】で書かれた書類は、名護市指定の様式がありますが、オンライン申請の場合は提出不要です。

区 分		必要な書類
①	・全ての方	【保育施設等異動申込書】 【保育施設等の異動申込に関する確認票】
↓②～④に該当する場合は、追加で次の書類が必要です。		
②	・保育必要性の状況(就労状況など)の変更について 手続きしていない方 ・異動希望月に保育必要性の状況が変更になる方	保護者の状況に変更がある場合に必要 書類(19、20ページ参照)
③	・世帯の状況の変更について手続きしていない方 ・異動希望月に世帯の状況が変更になる方	世帯の状況に変更がある場合に必要 書類(20、21ページ参照)
④	・現況届未提出者	現況届、その他必要書類

4 異動申込をするときの注意事項

(1) 異動を希望する月の事由で申込

例えば、4月を異動希望月として申込する場合に、現在は「妊娠・出産」で保育施設等を利用しているが、4月には就労予定となっているときは、「就労(予定)」での申し込みが必要です。

異動申込をするときは、19、20ページを参考に異動希望月に該当する事由で申し込んでください。

(2) 内定の取下はできません

異動申込をしている児童が、別の保育施設等に内定となった場合、現在利用している保育施設等には別の児童が内定しています。

そのため、内定後に現在利用している保育施設等に残ることはできませんので、異動の必要がなくなった場合は、速やかに異動申込の取下げの手续をお願いいたします。(電話で取下げの手续はできません。)

異動申込の取下げは、各月の選考に応じた受付期間までに手続をする必要があります。(前ページ参照)

(例)7月15日に異動申込の取下げ

→ 9月の選考から選考対象外となります。8月選考で異動内定となった場合は、現在利用中の保育施設等に残ることができません。

(3) 現況が確認できていない世帯は異動申込することができません

毎年度1回提出が必要な「現況届の提出がない世帯」や、名護市から就労証明書の提出を求められているなど、「保育の必要性の現況確認が必要な世帯」については、必要な書類の提出がない間は異動申込をすることができません。

各月の選考に応じた受付期間までに必要書類の提出と異動申込の手続があった場合は、該当する月から利用調整の対象となります。(前ページ参照)

(4) 兄弟姉妹が複数申込している場合

兄弟姉妹2人以上が保育施設等の異動申込又は新規申込をしている場合は、「同時に」内定を出す必要があるか、「同じ保育施設等(同園)」でなければ内定を断りたいか、選択することができます。(次のページに例があります。)

例① それぞれ別園になっている子どもをA～C保育園で同園にしたいとき



児童①

(A保育園、4歳クラス在園)

「弟・妹がいる保育施設等に異動できれば異動する」をチェック



児童②

(B保育園、3歳クラス在園)

「兄弟姉妹がいるいずれかの保育施設等へ異動できれば異動する」をチェック



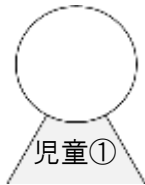
児童③

(C保育園、1歳クラス在園)

「兄・姉がいる保育施設等に異動できれば異動する」をチェック

※ チェックがないと、「児童①がC保育園に異動」「児童②がA保育園に異動」「児童③がB保育園に異動」などかけ違いが生じてしまうことがあります。

例② 2人の子どもを同時に別の保育園に異動にしたい(同時に異動できなければそのままでもいい)とき



児童①

(A保育園、3歳クラス在園)

「同時期に同一保育施設等へ異動できれば異動する」をチェック

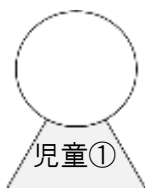


児童②

(A保育園、1歳クラス在園)

「同時期に同一保育施設等へ異動できれば異動する」をチェック

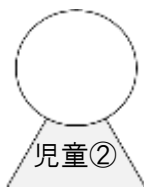
例③ タイミングはバラバラで良いので2人とも別の保育園に異動したいとき



児童①

(A保育園、3歳クラス在園)

「1人でも異動できれば異動する」をチェック

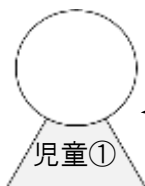


児童②

(A保育園、1歳クラス在園)

「1人でも異動できれば異動する」をチェック

例④ 新規申込する弟・妹が別の園に内定するなら、弟・妹と同じ園に異動したいとき



児童①

(A保育園、3歳クラス在園)

B保育園・C保育園を希望し「弟・妹がいる保育施設等に異動できれば異動する」をチェック



児童②

(新規申込、1歳クラス)

兄姉のいるA保育園以外にもB保育園、C保育園を希望

(5) 分園・小規模保育事業所に異動を希望する場合

分園・小規模保育事業所は、基本的に2歳児クラスまでの利用となります。
3歳児クラス以降の保育施設等の利用については、次のとおりです。

《分園》

分園を利用している児童は、自動的に本園の3歳児クラスに進級します。ただし、本園の受入態勢によって、分園利用児童全員が本園に進級できないとき(受入可能枠が不足している場合など)は、別の保育施設等への異動申込の点数に加点するなどの対応をします。

《小規模保育事業所》

小規模保育事業所を利用している児童は、原則、卒園児を優先的に受け入れる連携施設が設定されています。卒園の際、連携施設として設定されている保育施設等に優先的に異動することができます。ただし、連携施設の受入態勢によって、小規模保育所卒園児の児童全員が連携施設に異動できないとき(受入可能枠が不足している場合など)は、別の保育施設等への異動申込の点数に加点するなどの対応をします。

また、連携園が設定されていない小規模保育園の卒園児も、同様に優先して案内できるよう利用調整を行います。

連携施設に十分な優先受入態勢があるにもかかわらず、別の保育施設等のみ異動希望する場合は、点数によっては待機児童となる可能性があります。

各小規模保育事業所の連携施設は、保育施設等の一覧をご確認ください。

(6) 特別支援保育必要とする、又は定期的な医療機関・発達支援施設等の利用がある場合

児童が特別な支援を必要とする場合、他の児童との集団保育の中で個別の対応が必要となるため、希望する保育施設等と事前の調整が必要となります。希望する保育施設等の職員配置や設備などの状況によっては保護者が希望する支援が行えない場合や、保育施設等の利用ができない場合がありますのでご了承ください。

児童が医療的ケアを必要とする場合は、保育・幼稚園課窓口での手続き(オンライン申請不可)となります。医療的ケアが必要な場合、その他児童の発達面や健康面で気になることがある場合は事前にお電話にてご来庁時間をお伝えのうえ保育・幼稚園課窓口までご相談ください。

(7) アレルギー除去食の対応について

アレルギー除去食の対応については、保育施設等によって対応できる範囲が異なりますので、事前に異動を希望する保育施設等に確認をお願いいたします。

(8) ならし保育について

保育施設等が変わった児童は、今までの環境と異なり、新しい保育施設等に慣れるまで時間がかかる場合があります。そのため、異動した児童の年齢や保育施設等によっては、異動当初「ならし保育」が必要となる場合があります。

ならし保育の必要性や期間は、児童の状況や保育施設等によっても異なりますので、各保育施設等にお問い合わせください。



memo



5 異動申込の利用調整について

異動申込の利用調整は、新規申込児童と合わせて行いますので、利用調整の制度も新規申込児童と同様、以下のとおりです。

(1) 保育の必要性の点数化

保育施設等の選考(利用調整)は、保育の必要性が高い世帯の児童を優先して、利用する保育施設等を決定していきます。

保育の必要性は、保護者の就労等の状況や家庭の状況によって点数化され、点数が高い方を保育の必要性が高い方とします。

点数は、「名護市保育施設等の利用に関する規則」によって定められており、基本指数±調整指数の合計が申請児童の点数となります。(別紙「名護市保育施設等利用調整基準」を参照)

(2) 利用調整の方法について

利用調整は、受入枠がある保育施設等のクラスごとに行います。それぞれの申請児童について、利用希望がある保育施設等すべてにおいて利用調整を行い、複数の保育施設等で内定可能な場合は、基本的に希望順位が高い保育施設等で内定となります。

利用調整のイメージ

A保育園・1歳児クラス・受入枠3名

	基本指数(父)+基本指数(母)+調整指数=合計	希望順位	結果
申請児童①	55点+55点+10点=120点	第1希望	内定
申請児童②	0点+55点+65点=120点	第2希望	第1希望(B保育園)で内定
申請児童③	55点+55点+(-5)点=105点	第3希望	第1希望・第2希望は保留 →A保育園で内定
申請児童④	50点+35点+0点=85点	第1希望	内定
申請児童⑤	55点+25点+1点=81点	第1希望	保留

同点の場合の優先順位(希望順位も同じである場合)

順位	利用調整指数が同点で、希望順位も同位である場合の優先順位 (下記の順序で優先利用を決定する。)
1	名護市在住者(転入予定者を含む。)
2	同居親族など他の保育手段がない「ひとり親家庭」(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む。)
3	基本指数が高いもの
4	要保護世帯である場合
5	既に兄弟姉妹が特定保育施設等の保育を利用しており、同一の特定保育施設等となる場合
6	養育している小学校就学前子どもの人数が多い者(利用希望月の属する年度に小学校就学している子どもは含まない。)
7	保護者の就労(勤務)先等が市外の場合(移動距離が約 25 km以上とする)

8	上記7の場合、父母の就労(勤務)先等が①全員市外、②市外・市内の順で優先順位とする。
9	市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する。)
10	その他優先利用が必要と認める場合

4月申込の利用調整について

4月申込の利用調整は、1次選考と2次選考があります。2次選考では、1次選考で保留となった児童と2次選考の受付期間に申込があった児童を合わせて再度利用調整します。(1次選考で内定となった児童の再度利用調整はありません。)

また、1次選考で保留となった児童と2次選考の受付期間に申込があった児童との間で、点数の有利不利はありません。

なお、4月申込の2次選考は、紙媒体のみの受付となります。(オンライン申請不可)



memo



第3 在園中に必要な手続について

第3 在園中に必要な手続について

1 保育の必要性や家庭の状況が変わったとき

就労状況や家庭の状況など、申請(申込)したときと状況が変わった場合は、必ず窓口で手続が必要です。

変更があるにもかかわらず手続がない場合は、虚偽の申請となるため、内定・利用決定の取り消し、利用開始後であっても保育実施解除(退園)となることがあります。

保育施設等を利用中の方が変更の手続きを行った場合で、保育必要量(29ページ参照)に影響がある場合は、各月20日までの手続は翌月に、21日以降の手続は翌々月に反映されます。

▼手続が必要な場合の例(就労状況など、保育の必要性に関すること)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・就労状況が変わった(勤務時間、勤務日数、通勤時間、夜勤、単身赴任、勤務地、雇用期間更新など) ・Wワークを始めた、やめた	①就労証明書 自営業等の場合は、②③も提出 ②就労状況申告補助票(2・3号認定用) ③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの＋直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの＋直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの＋直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書又は給与・報酬の明細の写しなど
病気休業、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得した(から復帰した)、期間延長した	就労証明書 ※ 自営業や勤務先に各種休業制度がなく一時的に離職する場合は、後述の書類を提出してください。
妊娠・出産した(勤務先で産休・育休を取得する場合をのぞく)	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・病気、けが又は入院した ・心身障がい等で就労できなくなった(勤務先で病休を取得する場合をのぞく)	《疾病・負傷等》 診断書(世帯員用) 《心身障がい等》 ①障がい状況等申告書 ②障害者手帳等の写し又は診断書(世帯員用)

(前ページからのつづき)

主な変更の内容 (保育の必要性に関すること)	提出書類
・介護看護することとなった(勤務先で介護・看護休業を取得する場合をのぞく)	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受けている者の診断書(被介護・看護者用)又は障害者手帳等(※)の写し
・災害復旧活動することとなった	①公的機関が発行する罹災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
・求職活動、起業準備することとなった	①就労誓約書 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカード、ハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
・学校等や職業訓練校に通うこととなった	①在学証明書 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
・産後5か月後も弟・妹を家庭保育するため、みなし育休を適用したい	親子健康手帳(母子手帳)の写し
・その他保護者の状況の変更	変更の内容がわかる書類(事前にご相談ください。)

※ 障害者手帳等・・・身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

▼手続が必要な場合の例(世帯や家庭の状況に関すること)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
・名護市外に転出する ・保育施設等を利用する必要がなくなった ・保育施設等を退園したい	《申込中》→保育施設等利用申込取下げ書 《利用中》→保育施設等利用終了届
・名護市内で転居した ・世帯構成に変更があった(同居家族の増減、離婚・結婚、単身赴任等) ・電話番号に変更があった	変更届 (世帯員増の場合→22～24ページ参照)
保育施設等を休園したい(最長90日) ※ 90日以上は退園する必要があります。	保育施設等利用一時停止届出書
保育施設等を異動(転園)したい	保育施設等異動申込書(8～15ページ参照) ※原則オンライン申請
生活保護を受けることとなった、又は受給の停止・廃止となった	生活保護受給証明書(全世帯員記載のもの)

(次のページにつづく)

(前ページからのつづき)

主な変更の内容 (家庭の状況等に関すること)	提出書類
ひとり親家庭となった	《離婚、死別、未婚の場合》 ①戸籍謄本 ②健康保険証の写し(保護者と児童) ※①②について、発行元の都合で事実発生日内に提出ができない場合は、先に「変更届」のみ提出してください。 ③児童扶養手当受給者証(受給者のみ) ※証書が出来次第、後日提出してください 《別居、別生計で離婚調停又は裁判中の場合》 調停期日通知書など、事実が確認できる書類の写し
・結婚した ・事実婚状態となった	①戸籍謄本(事実婚の場合は不要) ②相手方について必要な書類(22～24ページ参照)
児童扶養手当証書を更新した	児童扶養手当受給者証
児童扶養手当の受給者資格を喪失した	児童扶養手当を喪失したことが分かる通知など
障がい者(児)手帳等を取得・更新又は喪失した	《取得・更新の場合》 障害者手帳等(※)の写し 《喪失の場合》 喪失したことが分かる通知など
申請児童又は保育施設等を利用している児童について 申請児童が発達障害や発達遅滞、その他理由により特別な支援(医療的ケアを除く)を必要としている場合 ※医療的ケアを必要とする場合は保育・幼稚園課窓口にご相談ください。	①診断書及び意見書(申請児童用) ②障害者手帳等(※)の写し (交付されていない場合は不要)
市町村民税の申告又は修正申告をした	申告書の控え 又は 税務課で発行の申告済半券の写し
保護者のいずれかが市外在住となった	該当する保護者の住民票謄本の写し
申請児童の兄弟姉妹が右記の対象施設に通うことになった	施設等在籍証明書 《対象施設》 特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、市外の幼稚園
同一住所・建物内に住む親族等と生計を別にした	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し
その他家庭の状況の変更	変更の内容がわかる書類

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

2 世帯増となった者の必要書類

結婚・事実婚や引越しにより世帯員に増があった場合、増員となった者について次のとおり書類の提出が必要です。

(1) 保育を必要とする証明書

結婚・事実婚相手については下記のうち該当する事由に応じた書類の提出が必要です。

18歳以上60歳未満の同居人については提出不要ですが、在園児が異動申込をする場合や新しく新規申込をする児童がいる場合は、提出がないと利用調整の点数が減点されます。

【注意】子ども・子育て支援新制度では、同一世帯でない(世帯分離している)場合でも、同一住所・同一建物に居住する人を同居人として取り扱うこととされています。

(例)住民票上「〇〇〇」と「〇〇〇2階」で分かれている→同居人として扱います。

同一住所内に建物が2棟あり、それぞれで別世帯が住んでいる→同居人として扱います。

※ 生計が別である書類の提出があれば、同居人として取り扱いません →24ページ(4)

事由	状況	必要な書類
月64時間以上の就労(内定・復帰予定・各種休業中を含む。)	下記自営業等以外の就労	『就労証明書』 ※【就労証明書(簡易版)】記載要領を確認してください。
	自営業等(農林水産業含む。)※株式会社、有限会社等は含まれない。	①『就労証明書』 ②『就労状況申告補助票(2・3号認定用)』 ③その他事業を行っていることが客観的にわかる書類 ・営業収入申告・専従者申告をしているなど、税申告内容で就労の事実が確認できる場合→不要 ・最近新規開業した場合→「開廃業等届出書(控)」の写し、「営業許可証」の写しなど事業開始がわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・新規で農業を始めた場合→「農業従事者資格証明書」など農業従事者であることがわかるもの+直近3か月の収支内訳書の写しなど収支がわかるもの ・個人受託者→「業務請負(受託)契約書」の写しなど請負(受託)内容がわかるもの+直近3か月の収支内訳書(給与・報酬の明細)の写しなど ・上記以外→直近3か月の収支内訳書又は給与・報酬の明細の写しなど
妊娠・出産	妊娠中又は産後5か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日又は出生日記載ページ)の写し
疾病・障がい	疾病・負傷等により保育が困難	『診断書(世帯員用)』
	障がいにより保育が困難	①『障がい状況等申告書』 ②障害者手帳等(※)の写し又は『診断書(世帯員用)』

※ 障害者手帳等…身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など

事由	状況	必要な書類
月 64 時 間 以 上 の 介 護・看護	同居親族等の介護・看護により保育が困難	①『介護・看護状況申告書』 ②介護・看護を受けている者の『診断書(被介護・看護用)』、障害者手帳等又は要介護認定証の写し
災害復旧	災害復旧活動により保育が困難	①公的機関が発行する罹災・被災証明書等 ②災害復旧に当たる日数・時間等が確認できるもの
求職活動	求職活動・起業準備中	①『就労誓約書』 ②ハローワークで求職活動をしている場合→ハローワークカードやハローワーク受付票の写し ③起業準備中の場合→起業計画書、起業活動スケジュール、契約書など起業内容がわかるもの
月 64 時 間 以上の就学	学校等・職業訓練校に通っている	①『在学証明書』 ②名護市の指定様式以外の在学証明書を提出する場合→授業・訓練等の日数・時間及び卒業(修了)予定年月日が確認できるもの(カリキュラム等)
育児休業中の 継続通所	育児対象児を家庭保育するため在園児の継続利用を認めるもの	『就労証明書』 ※ 産休・育児期間の記載が必要
みなし育児 休業中の継続 通所	対象児を家庭保育するため在園児の継続利用を認めるもの	親子健康手帳(表紙、誕生日が記載されたページ)の写し
その他	その他状況により保育が困難(DV・虐待のおそれを含む。)	状況に応じて必要な書類を案内しますので、保育・幼稚園課窓口にご相談してください。

(2) 『マイナンバー届出書』+本人確認書類

結婚・事実婚相手のマイナンバーを届出する必要があります。本人確認書類は、次のとおりです。

本人 確 認 書 類	番号確認のための書類	次のうち1点(申請保護者のもの) 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票の写し
	身元確認のための書類 (A又はB)	〈A 顔写真付きの証明書〉申請保護者のもの…次のうち1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(有効期限内のもの)、障害者手帳等、その他公的機関から発行されたもの 〈B 顔写真なしの証明書〉申請保護者のもの…次のうち2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、医療費助成受給者証、印鑑登録証明書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
	代理申請(祖父母等が代わりに窓口で申請)の場合に必要な書類	①『委任状』 ②申請保護者の番号確認のための書類 ③代理申請者の身元確認のための書類

※ 郵送等の申請の場合、本人確認書類は、コピーの添付が必要です。窓口で申請する場合は、提示を受けて職員が確認を行います。

※本人確認書類は、現在の住民票に記載されている情報と一致するものです。

(3) 結婚・事実婚相手が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい者である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
市外在住である場合	相手方の住民票謄本の写し
・米軍人など日本国内で税申告がなかった場合 ・国外で収入があった場合	《保育施設等を4月～8月に利用するとき》 2023年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2023)など) 《保育施設等を9月～3月に利用するとき》 2024年1月～12月の収入がわかる書類(W-2(2024)など)

※ 上記に記載がない書類も必要に応じて求めることがあります。

(4) 同居人が該当する場合に必要な書類

状況	必要な書類
障がい児(者)である場合	次のうち交付されているものの写し 身体障害者手帳、特別児童扶養手当の受給が確認できる書類、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳など
同一住所・建物内であるが、生計が別である場合	生計が別であることがわかるもの (例)光熱費等の領収書、賃貸借契約書、家賃領収書などの写し ※ 提出がない場合で、18歳以上60歳未満の同居人の保育を必要とする書類の提出がないときは点数が減点されます。

3 現況届について

上記1の変更がない場合でも、保育施設等を利用している方は、毎年度1回、「保育の必要性」や「世帯の状況」を確認するため、「現況届」の提出が必要です。

名護市では、毎年度6～7月頃に現況届の提出をお願いしています。利用している保育施設等を通してお知らせしますので、必ず提出していただきますようお願いいたします。



memo

.....

.....

.....

.....

第4 子ども・子育て支援制度について

第4 子ども・子育て支援制度について

1 利用できる施設と認定区分について

保育施設等は、保護者全員が、何らかの事情で保育することが困難な状況にある小学校就学前の児童が利用することができます。（単に集団生活を経験させたい等の理由のみでは申込みできません。）

また「子ども・子育て支援制度」では、公立幼稚園や保育施設等を利用する場合に「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

▼利用するために名護市から「教育・保育給付認定」を受ける必要がある施設

施設の種類		特 徴	必要な認定
教育施設 (※1)	幼稚園	<u>満3歳から小学校就学前まで</u> (施設により異なる)の子どもを対象に、心身の発達を助長するための「教育施設」であり、学校教育法に基づき設置されるものです。(名護市は公立幼稚園のみ)	1号認定 (教育認定)
	認定こども園 (教育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>満3歳から小学校就学前まで</u> (施設により異なる)の教育を必要とする方が利用できます。	
保育施設等	認可保育園	<u>0歳(※2)から小学校就学前まで</u> (施設により異なる)の子どもを、家庭で保育できない保護者の代わりに保育する施設です。	2号認定 3号認定 (保育認定)
	認定こども園 (保育利用)	幼稚園と保育園の特徴をあわせもつ施設。 <u>0歳(※2)から小学校就学前まで</u> (施設により異なる)の保育を必要とする方が利用できます。	
	小規模保育事業	<u>0歳(※2)から2歳児クラスまで</u> (施設により異なる)の子どもを対象とし、19名以下の少人数で保育をおこなう施設です。	

※1 教育施設の利用については、各施設にお問い合わせください。

※2 名護市の保育施設等は、生後6か月に達する月の初日から利用することができます。



memo

教育・保育給付認定(2号・3号)は、申請内容を確認後、年齢と保育の必要性の有無による「認定区分」、就労時間等による「必要量」、保育を必要とする「事由」、認定の「有効期間」について、本市が認定します。(必要量については29ページ、事由および有効期間については28ページ参照)

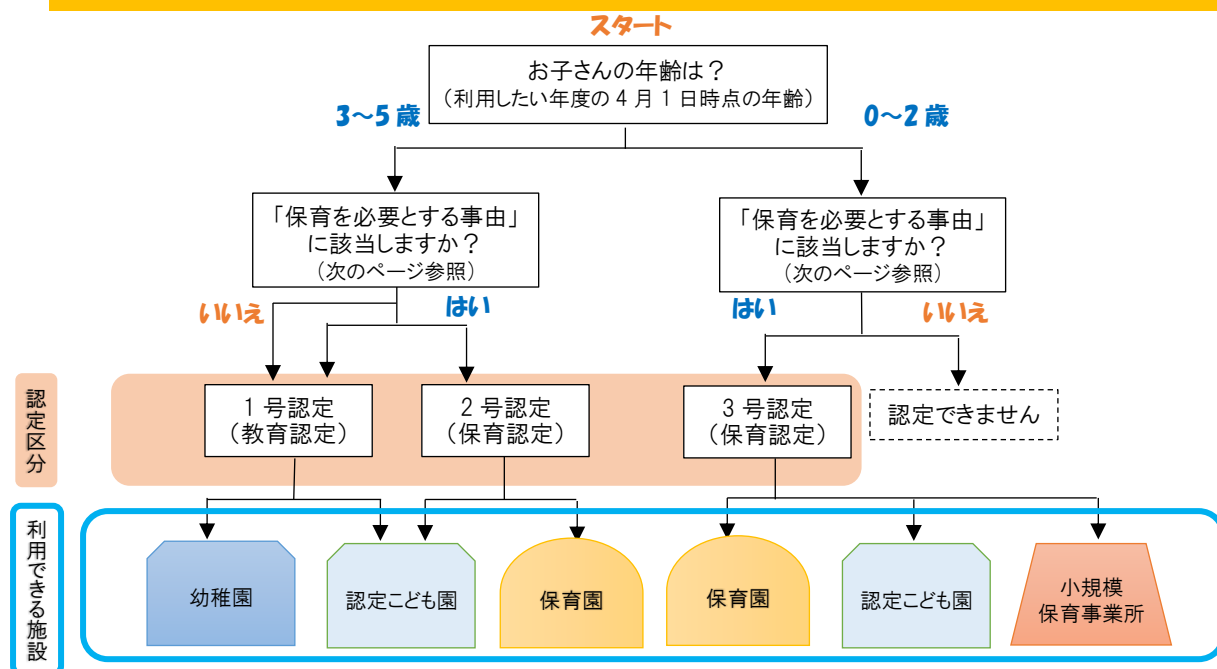
<1号認定(教育認定)>

学齢 (クラス)	保育の必要性	教育・保育給付 認定の種類	利用できる施設	満年齢
5歳児	必要なし	1号認定 2号認定	・幼稚園 ・認定こども園 (教育利用)	6歳
4歳児				5歳
3歳児				4歳
2歳児				3歳

<2・3号認定(保育認定)>

学齢 (クラス)	保育の必要性	教育・保育給付 認定の種類	利用できる施設	満年齢
5歳児	必要あり	2号認定	・認可保育園 ・認定こども園 (保育利用)	6歳
4歳児				5歳
3歳児				4歳
2歳児		3号認定	・認可保育園 ・認定こども園 (保育利用) ・小規模保育事業所	3歳
1歳児				2歳
0歳児				1歳 0歳

取得できる認定区分は？ 利用できる施設は？



2 保育施設等を利用することができる方（保育を必要とする事由）

名護市の保育施設等は、生後6か月に達する月の初日から小学校就学前までの子どもで、その保護者のいずれもが次のような状況にあり、保育を必要とする事由があると認定（2・3号認定）を受けた場合に利用できます。

新規（異動）申込をする場合は、利用（異動）を希望する月の状況に該当する事由で申し込んでください。

事由	保育の認定基準	認定の有効期間 （利用できる期間）
①就労（※1）	月に64時間以上労働することを常態としていること	当該状態が続く間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉（申請児童）が、保育が必要であること	産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで
③疾病・障がい	・医師の診断により治療に1か月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること ・心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
④介護・看護	月に64時間以上、親族等を常時介護又は看護していること（入院している親族等のお見舞いは含まれない。）	当該状態が続く間
⑤災害活動	震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること	当該状態が続く間
⑥求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること	最大90日間
⑦就学	月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
⑧育児休業中の継続通所（※2）	父又は母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども（兄又は姉）が、既に保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。	育休対象児が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑨みなし育児休業中の継続通所（※2）	0歳6か月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども（兄又は姉）が、既に保育施設等を利用しており、当該家庭保育をする期間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。	家庭保育（みなし育休）の対象となっている児童が2歳になる日の前日の属する月末まで
⑩虐待・DV	児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等のおそれがあり、家庭保育が困難と認められる場合	当該状態が続く間
⑪その他	上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合	当該状態が続く間

※1 収入を伴わない手伝いやボランティア等は、就労実態が確認できる書類等提出がない場合、就労として認められないことがあります。

※2 在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。

3 保育施設等を利用できる時間について（保育必要量）

保育施設等を利用するために教育・保育給付認定の2号認定又は3号認定を受ける方は、保育必要性の事由の状況により、「保育短時間」と「保育標準時間」に区分されます。（保育必要量）

保育短時間	1日あたり最大8時間まで
保育標準時間	1日あたり最大11時間まで

保育を必要とする事由に応じた保育必要量は次のとおりです。

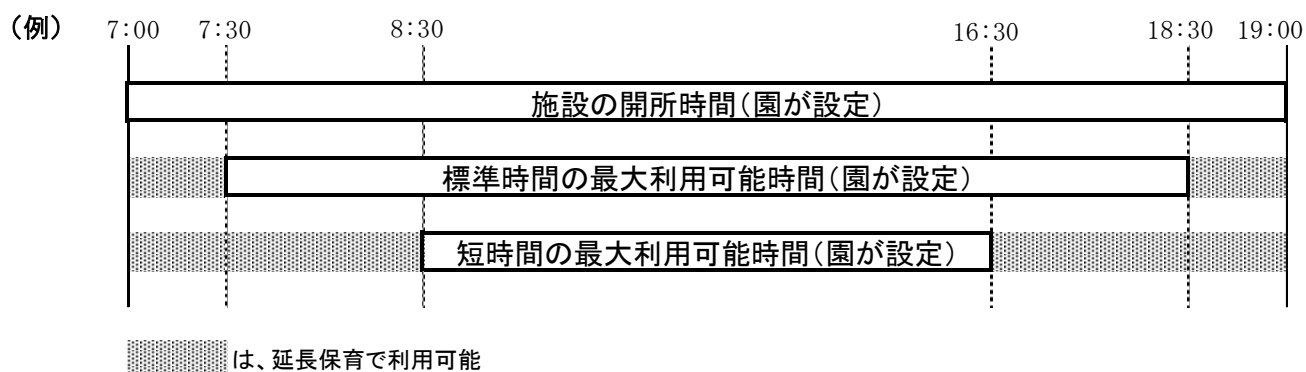
事由	保育必要量	事由	保育必要量
①就労	標準時間 (月120時間以上の就労)	⑥求職活動	標準時間
	短時間(月64時間以上120時間未満の就労)	⑦就学	標準時間 (月120時間以上の就学)
②妊娠・出産	標準時間		短時間(月64時間以上120時間未満の就学)
③疾病・障がい	標準時間	⑧育児休業中の継続通所	標準時間
④介護・看護	標準時間 (月120時間以上の介護等)	⑨みなし育休中の継続通所	標準時間
	短時間(月64時間以上120時間未満の介護等)	⑩虐待・DV	標準時間
⑤災害活動	標準時間	⑪その他	状況に応じて判断

※ 保護者のいずれかが「保育短時間」に該当する場合は、「保育短時間」となります。

※ 「保育標準時間」に該当する方が「保育短時間」を希望することはできませんが、「保育短時間」に該当する方が「保育標準時間」を希望することはできません。

保育施設等の開所時間と利用できる時間帯は、各保育施設等で異なります。各保育施設等にお問い合わせいただくか、別紙の名護市認可保育施設等一覧で確認をお願いします。

なお、保育必要量は利用できる最大の時間数ですので、各家庭の状況に合わせて、保育を必要とする時間帯で利用していただきますようお願いいたします。



延長保育を利用したときは各保育施設等が定める延長保育料(実費負担)がかかります。各保育施設等の延長保育料は各保育施設等にお問い合わせいただくか、名護市認可保育施設等一覧を確認してください。

4 広域利用について

広域利用とは、①住所登録が名護市のまま、名護市外の保育施設等を利用すること、②住所登録が名護市外のまま、名護市の保育施設等を利用することをいいます。

どちらの場合でも、住所登録がある市区町村で認定を受け、住所登録がある市区町村を通して保育施設等がある市区町村に申込をする必要があるため、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますようお願いいたします。

①住所登録が名護市のまま、名護市外の保育施設等を利用する場合(広域委託)

事前に希望する名護市外の保育施設等の受入状況や申込期間などについて、希望先保育施設等がある市区町村に確認してください。当該市区町村の締め切りに間に合うよう、早めに名護市の保育・幼稚園課に申込をする必要があります。(オンライン申請不可。まずは保育・幼稚園課窓口でご相談ください。)

なお、利用できるかどうか、いつまで利用できるかなどについては、保育施設等がある市区町村が決めることとなります。

②住所登録が名護市外のまま、名護市の保育施設等を利用する場合(広域受託)

名護市では、名護市に住所登録がある方(転入予定を含む)の利用調整後、保育施設等に空きがある場合に、名護市外に住所登録がある方が利用することができます。

利用開始を希望する月の受付期間内(11ページ参照)に、住所登録がある市区町村を通して申込してください。

利用できる期間は毎年度3月31日までとなっているため、次年度以降は待機児童の状況によって利用できないことがあります。

また、名護市の保育施設等を利用している方が名護市外に転出した後も、在園する保育施設等を利用したい場合は、広域受託に該当しますので、名護市の保育・幼稚園課にご相談ください。

広域利用における保育士・保育教諭の優先案内について

沖縄県の保育施設等における保育士不足の問題を解消するため、沖縄県内の保育施設等に勤務する保育士・保育教諭については、名護市外に住所登録がある場合においても、名護市の保育施設等を優先して利用することができます。

利用を希望する場合は、お早めに名護市と住所登録がある市町村にご相談ください。



memo

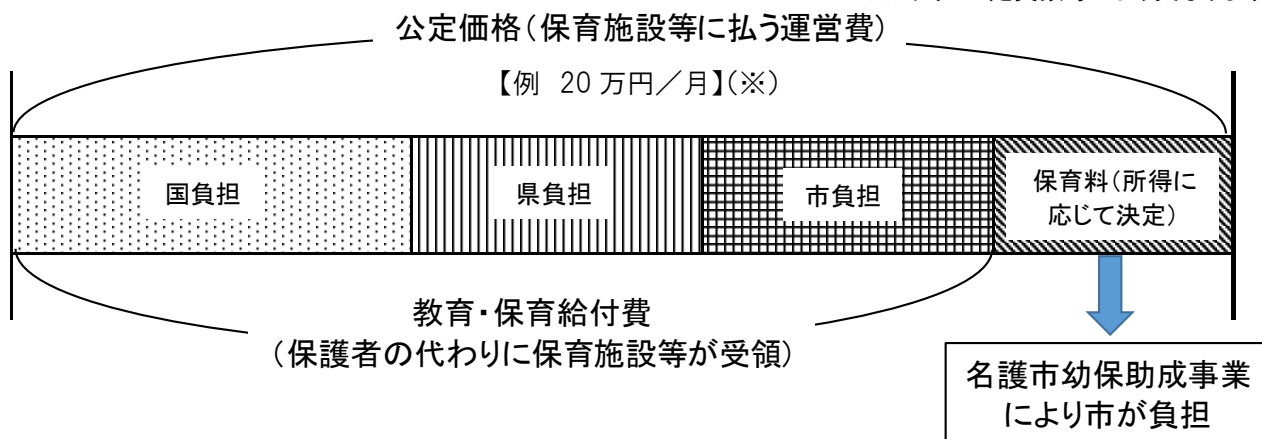
.....
.....

.....
.....
.....
.....

5 保護者負担額（保育料）等について

児童を保育するために必要な費用（公定価格）

※ クラス・定員数等により異なります。



(1) 保育料の無償化・算定方法について

令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラス以上（満3歳で最初の4月1日以降）のすべての子ども、0歳から2歳児クラス（満3歳で最初の3月31日まで）で非課税世帯の子どもについては、保育料が0円となりました。

また、名護市では、名護市幼保助成事業により、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる子どもに係る保育料の額の助成金を保育施設等に交付することで、保護者負担の軽減を図っています。

そのため、名護市の保育施設等を利用する子どもについて保育料の負担は発生しませんが、後述の副食費免除者の決定や名護市幼保助成事業の助成金額算出のために今後も階層認定を行なう必要がありますので、名護市への必要書類の提出や関係機関への届出（市町村民税の申告など）は、必要となります。

保育料の算定方法（階層認定）は、次の要件により決定されます。

1 世帯の市区町村民税課税額	全ての保護者および家計の主宰者となる者の税額を合算
2 認定区分	2号認定（3～5歳児クラス）又は3号認定（0～2歳児クラス）
3 保育必要量	保育標準時間認定又は保育短時間認定
4 子どもの順番（第何子か）	・低所得世帯等はカウントする子どもの年齢関係なし ・低所得世帯以外は未就学児からカウント
5 被保護世帯かどうか	・生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯 ・里親世帯
6 要保護世帯かどうか	ひとり親世帯・障がい者（児）がいる世帯で、市町村民税課税額が77,101円未満の世帯

本来発生している名護市の保育料については、別紙の「名護市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額（保育料）と副食費免除対象者」を確認してください。

(2) 世帯の市区町村民税課税額

保育料算定(階層認定)のため使用する市町村民税課税額は毎年9月に切り替わります。

令和7年4月～8月の保育料	令和6年度の市町村民税課税額で算定 (令和5年1月～12月の所得)
令和7年9月～令和8年3月の保育料	令和7年度の市町村民税課税額で算定 (令和6年1月～令和6年12月の所得)

※ 配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの適用を受ける前の金額で算定します。

(3) 家計の主宰者

保育料を算定(階層認定)する際に、保護者の収入金額が、生活基準額未満となる場合は、同居している祖父母等のうち、収入金額が最も多い者を家計の主宰者として考え、当該家計の主宰者の収入を合算して保育料を算定(階層認定)する必要があります。

世帯分離をしている場合でも、同一住所又は同一建物に居住する人は同居人として考えます(22ページ(1)の【注意】参照)ので、同居人の収入状況等を調査することがあります。

同居する祖父母等が家計の主宰者となった場合でも、直近3か月の保護者の収入が生活基準額を超え、今後もその収入が見込めるときは、保護者のみの収入で保育料を算定(階層認定)しますので、保育・幼稚園課にご連絡をお願いします。(保護者からの申出が必要です。)

(4) 税の申告をしていない世帯、又は課税状況が不明な世帯

下記に該当する世帯は、市町村民税課税額がわからないため、保育料の算定(階層認定)をすることができません。必要な手続や書類を提出しない場合は、保育施設等の退園となることがありますので、必ず申告・必要書類の提出をお願いします。

- ① 税の申告をしていない
- ② 1月1日時点で名護市に住民登録がなく、住民登録があった自治体で税の申告をしていない
- ③ 国外で就労又は軍に所属し、収入がわかる証明書(W-2等)を提出していない

(5) 子どもの順番の数え方

保育料の算定(階層認定)において、何番目の子どもとするかどうかを決める際に、所得に応じてカウントする年齢に制限があります。

市町村民税課税額	カウントの対象となる子ども
①市町村民税課税額が「57,700円未満」(階層区分4-1階層以下) ②要保護世帯(ひとり親家庭等)で、世帯の市区町村民税額が「77,101円未満」(階層区分4-4H階層以下)	・生計が同一のすべての子ども
上記①②以外の世帯	・対象施設(※)を利用する小学校就学前子ども

※ 対象施設・・・認定こども園、幼稚園(新制度・未移行いずれも)、特別支援学校幼稚園部、保育所(利用定員が20名以上)、地域型保育事業(特例保育含む)、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

(6) 保育料の滞納世帯について(申込児童の兄姉の保育料など)

名護市幼保助成事業が開始した平成30年8月以前の保育料(公立幼稚園の保育料を含む)について、未納世帯の児童が保育施設等の申込(異動申込を含む)をする場合、滞納月数に応じて利用調整の点数が減点されます。また、在園児が次年度優先して保育施設等を利用できなくなることもありますので、滞納がある方は必ず納付していただきますようお願いいたします。

また、保育料の滞納がある世帯については、地方税法の滞納処分の例により、次のような処分がされることがあります。

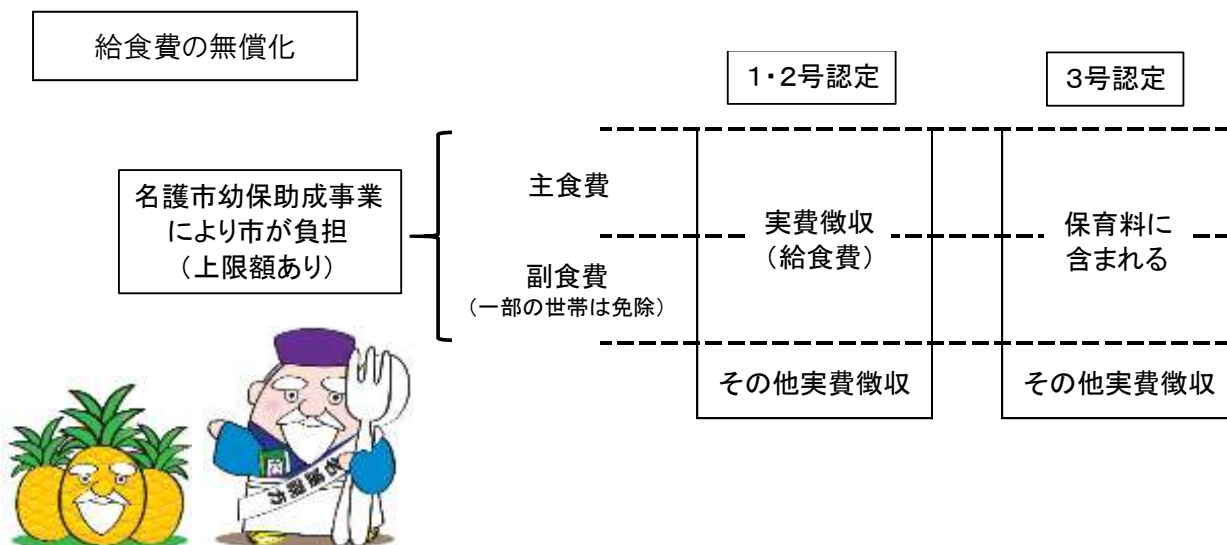
- ① 財産の調査(金融機関や勤務先への照会等)
- ② 差し押さえ等の強制徴収

(7) 給食費について

給食費は、主食費(米、パン等の主食)と副食費(おかず、おやつ等)の合計額であり、その金額は、各保育施設等が定め、保護者から徴収します。

0～2歳児クラスについては、保育料に給食費が含まれています。また、3～5歳児クラスについては、市町村民税の所得割額が57,700円(要保護世帯等は77,101円)未満の世帯の子どもと所得割額に関係なく第3子については、副食費が免除されます。

名護市では、名護市幼保助成事業により給食費についても各保育施設等に助成金を交付することにより、実際の保護者の負担額を無償としています。助成金の上限額を超える額で給食費を設定している保育施設等については、各保育施設等から超過分の給食費用が徴収されることがあります。(副食費免除者は、副食費の超過分も徴収されることはありません。)



(8) その他の実費徴収について

各保育施設等では、絵本代・文房具代・遠足などの費用として、実費負担が発生する場合があります。

徴収する費用などは各保育施設等で異なるため、利用を希望する保育施設等に確認をお願いいたします。

また、延長保育を利用したときも、各保育施設等が定める延長保育料が実費負担となります。(28ページ参照)

6 その他の保育事業・子育て支援

(1) 認可外保育事業

認可外保育施設は、認可保育所としての認可を受けていない保育施設です。(別紙一覧参照)

認可外保育施設の利用については、各園に直接申込が必要です。

また、名護市では、国の無償化制度及び名護市幼保助成事業により、県の指導監督基準を満たす認可外保育施設の利用料については無償(上限額あり)となります。無償の対象となるためには名護市から認定を受ける必要があります。(詳細は別冊の案内書を確認してください。)

(2) 病児保育事業

病児保育事業は、児童(おおむね10歳未満)が病気の回復期に至らない場合又は回復期にあるため、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かる事業です。(感染力が強い疾病は利用できません。)

名護市では現在2施設で病児保育事業を実施しています。利用するためには、利用前に事前登録をする必要があります。(登録は毎年必要で、9月に登録切替となります。)

詳細は、名護市ホームページか病児保育についてのチラシやホームページ等を確認してください。

病児保育事業は、国の無償化の制度により、保育施設等を利用していない3～5歳児クラスの児童について名護市から「施設等利用給付認定」を受けることにより、無料で利用すること(利用料の償還、上限額あり。)ができます。(保育施設等を利用していない0～2歳児クラスの非課税世帯の児童については、元々無料で利用できます。)

「施設等利用給付認定」については、別冊の案内書を確認してください。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を行う人(まかせて会員)と育児を手助けして欲しい人(おねがい会員)を結び付け、子育ての相互援助活動を応援する事業です。

《問い合わせ先》

名護市ファミリー・サポート・センター事務所

住所:名護市大中三丁目9番1号 官公労2階

TEL:0980-43-7540

ファミリー・サポート・センター事業は、国の無償化の制度により、保育施設等を利用していない3～5歳児クラスの児童、保育施設等を利用していない0～2歳児クラスの非課税世帯の児童は、名護市から「施設等利用給付認定」を受けることにより、無料で利用すること(利用料の償還、上限額あり。)ができます。

「施設等利用給付認定」については、別冊の案内書を確認してください。

(4) 一時預かり保育事業

一時預かり保育事業は、保育所等を利用していない家庭において、突発的な入院や事故など「緊急」に保育が困難な場合、又は保護者のリフレッシュ等のために一時的に児童を預かる事業です。

対象は、名護市に居住する生後6か月から小学校就学前の、保育所等を利用していない児童となります。

市内では公立の緑風こども園(汀間区)1カ所となり、事前面談が必要となります。利用日時は月～金(祝日除く)午前8時30分～午後6時となり、利用料も発生します。

詳細は、一時預かりのチラシ(名護市ホームページか窓口)を確認してください。

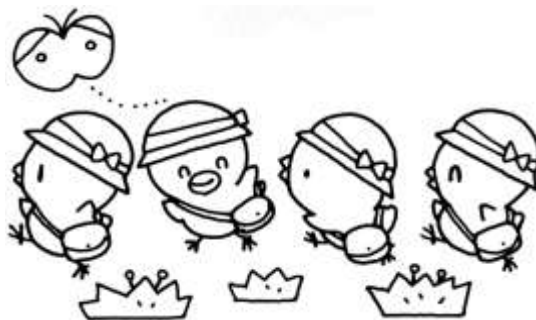
(5) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園など地域の身近な場所で、妊娠中の方や乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

名護市では次の場所で「子育て支援センター」を設置しています。（令和6年度現在）

お問い合わせは各施設にお願いいたします。

- ① いいっこ広場（労働福祉センター）
- ② 地域子育て支援センター あい（あい保育園）
- ③ 子育て支援センター あしびな〜（実りの里保育園）
- ④ 子育て広場 ヤッホーハウス（やまびこ保育園）
- ⑤ すだっちクラブ（すだつ保育園）
- ⑥ 子育て支援センター パンの木ルーム（銀のすず保育園）



(6) その他の各種相談窓口

相談内容		相談窓口
子どもの発達に関すること	発達が遅いように感じる、気になる行動があるなど、子どもの発達について	『発達について』 →健康増進課 『保育施設等の利用について』 →保育・幼稚園課
育児や家庭に関すること	0歳から18歳までのお子さんについて、日頃悩んでいる育児の問題、近所での虐待が気になるなど、子どもに関するさまざまな問題や夫婦・家庭の問題の相談について	子育て支援課 家庭支援係
その他保育施設等の利用について、子育て支援のサービスについて		保育・幼稚園課

施設等利用給付認定のみなし認定

保育施設等の申込をして、保留（待機児童）となった場合に、名護市から「施設等利用給付認定決定通知」が送付されることがあります。教育・保育給付認定を受けている方の一部は、施設等利用給付認定の要件も満たしているためです。これを「のみなし認定」といいます。

「施設等利用給付認定」を受けている方は、待機児童の間、前ページの「認可外保育施設」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」を無料（上限額あり）で利用することができます。

詳細は、保育・幼稚園課にお問い合わせいただくか、名護市ホームページ、別冊の案内書、施設等利用給付認定証に同封されているチラシなどを確認してください。

待機児童となった場合でも、次に該当する方は施設等利用給付認定決定通知を送付していません。

②～⑤に該当する方で認定を受けたい方は、保育・幼稚園課で手続きをお願いします。

- ① 0～2歳児クラスの課税世帯（施設等利用給付認定の要件を満たさないため）
- ② 今年度以降に、必要な書類を提出していない（現況が確認できていない）場合
- ③ 0～2歳児クラスに該当し、最新の課税状況が確認できず、無償化の対象となるかどうか不明な場合
- ④ 「求職活動」、「就労（育休復帰予定）」又は「就労予定」の事由で申込している場合
- ⑤ 認定の有効期間が切れる場合

第5 よくある質問と回答(FAQ)

第5 よくある質問と回答（FAQ）

Q. 各種手続き(希望園の変更、内定取消など)は、電話連絡でも良いですか？

本人確認ができないため、電話連絡、FAX、メール等での受付はしていません。保護者が書類を作成し、親族（祖父母）等の代理者が窓口で手続きをすることは可能です。

Q. 電話番号や住所が変わりました。何か手続きが必要ですか？

保育・幼稚園課窓口で変更の手続きをお願いします。各種通知の返送がある場合や、保護者に連絡が取れないことで、内定取消・退園などの処分がされることがあります。

Q. 選考結果や、いま何番目待ちかを電話で確認できますか？

本人確認ができないため、電話でのお問い合わせにはお答えできません。通知をお待ちいただくか、直接、窓口にてお問い合わせください。

Q. 正規雇用と非正規雇用で点数に差はありますか？

就労の点数については、就労時間・日数で判断します。パート等の雇用形態による差はありません。

Q. 兄弟姉妹がそれぞれ別の保育施設等に利用決定しました。同じ園に通わせたい場合どうしたらいいですか？

保護者の負担を考慮し、兄弟姉妹については同園になるよう配慮して選考を行いますが、他に優先される方がいる場合や保育園に空きが少ない場合は、選考の結果、別々の保育園に決定することがあります。同園を希望する場合は、利用決定後『保育施設等異動申込書』を提出していただくと、希望する保育施設等に空きが出た場合に選考の対象となります。（異動申込については、8～17ページを確認してください。）

Q. 仕事の都合(転勤など)のため、転出するかどうかはつきり決まっていますか？

保育施設等利用終了届(退園届)は、提出後の取下げができませんので、転出することが確定してから速やかに手続きをするようお願いいたします。

Q. ○月中に転出予定だが、○月いっぱい名護市内の保育施設等を利用できますか？

月途中に転出した場合は、その月の末日までは名護市の保育施設等を利用することができます。（初日が転出入日の場合は利用できません。（例）転出日3月1日→3月は利用不可）

ただし、転出した先でその月中に転出先市区町村の保育施設等を利用する場合は、名護市と転出先市区町村の間で協議する必要があるため、転出前に窓口で相談していただきますようお願いいたします。

Q. 何度も書類の提出を求められますが、なぜですか？

保育必要性の状況や家庭の状況が変更になったときは、変更になった内容がわかる書類の提出が必要です。（19～24ページ参照）

その他にも、育児休業取得(復帰)予定者が実際に育児休業を取得(復帰)したか、雇用期間が切れた方が雇用契約を更新したか、「疾病・障がい」事由の方の状況を半年ごとに確認、初めての就労先の場合は離職率が高いことから半年後に就労状況を確認するなど、名護市が必要と判断したときは、本利用案内書に記載がない場合でも必要な書類の提出を求めることがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 育児休業の延長手続に必要な証明を発行できますか？

育児休業の延長手続に必要な「申込の状況」「待機児童となっている間の状況」を証明することができます。

ただし、必要な証明書類の内容(様式)は、育児休業を取得している就労先によりますので、就労先にどの書類(様式)を提出すれば良いか確認をお願いします。(名護ハローワークの指定様式は保育・幼稚園課窓口で取得できます。)

さらに、令和7年4月からは、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わり、延長手続きには「保育所等の利用申込書の写し」も必要となります。そのため、オンライン申請をする場合は、送信後に申込内容のダウンロードをしてください。オンライン申請対象外の方は、窓口を利用申込書を提出する前に、原本をコピーして写しを保管してください。